

「よくある質問」

1. 海外旅行に関するもの

[Q 1 携帯品申告書記載上の注意点について](#)

[Q 2 別送品について](#)

[Q 3 「外国製品の持出し」について](#)

2. 通信販売に関するもの

[Q 4 ブラウスを購入する際の税金について](#)

[Q 5 返品する際の税金の還付について](#)

3. 郵便物に関するもの

[Q 6 未着の郵便物について](#)

[Q 7 海外へ送付する郵便物の制限について](#)

4. その他

[Q 8 医薬品の個人輸入について](#)

[Q 9 化粧品の個人輸入について](#)

[Q10 中古自動車の輸出について](#)

[Q11 コピー商品の輸入について](#)

1. 海外旅行に関するもの

Q1 「携帯品申告書」を記載する際の注意すべき点を教えてください。
下さい。

A

税関では、外国から入国（帰国）される全ての方に機内等で配付される「携帯品・別送品申告書」を提出していただいています。

家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が申告書に同伴家族の人数、家族の買い物等を含め「携帯品・別送品申告書」A面の税関への申告事項

- 輸入が禁止・規制されている物品の有無
- 免税範囲を超える物品の有無
- 商業貨物・商品サンプルの有無
- 他人からの預かりものの有無
- 一定額以上の現金等の有無
- 別送品の有無

を記載して下さい。

上記の質問に「はい」を選択した方は、B面に入国時に携帯して持ち込む品物を記載して下さい。その際、免税範囲を超える分のみではなく、全て記載して下さい。

ただし、1品目ごとの海外市価の合計額が1万円以下のものは原則として免税となりますので記載は不要です。

例えば、1個1,000円のチョコレート10個や1本5,000円のネクタイ2本は免税となります。

また、別送品がある方は、免税範囲内であっても、入国時に日本に持ち込む品物を全て記載した申告書2通を税関に提出して下さい。このうち、1通に税関が確認印を押してお返しします。税関の確認を受けた申告書は、別送品到着時に使用しますので、大切に保管して下さい。

詳細については、[ここをクリック⇒カスタムスアンサー 9001](#) 参照

(注) 医薬品及び化粧品を携帯輸入する場合は [Q8](#)、[Q9](#) を参照して下さい。

「携帯品・別送品申告書」は、[ここをクリック⇒様式](#)

Q2 別送品とはどんなものですか？

また、その税関手続きを教えてください。

A

別送品とは、帰国の際に携帯して持ち帰るものとは別に、渡航先からの引越荷物、旅先で不要になった身回品、土産品などを郵便、宅配便などを利用して送るものをいいます。

帰国の際に別送品申告を行い、受理されたもので帰国後6ヶ月以内に通関できるものに限られます。

【注意していただくこと】

- ① 外国から送る際に外装、税関告知書（郵便の場合）、送り状（発送伝票）などに「別送品」の表示をして下さい。特に土産品店などに依頼して送る際は「別送品（Unaccompanied Baggage）」の表示を行うように店員に指示して下さい。
- ② 受取人（名宛人）は自分自身として下さい。
- ③ 帰国の際、税関に「携帯品・別送品申告書」を2通提出して下さい。このうち1通に税関が確認印を押してお返ししますので、大切に保管して下さい。

※ 入国後に別送品の申告を行うことや、別送品申告書を紛失した場合の再発行はできませんので、ご注意下さい。

- ④ 別送品申告をしなかった場合及び、別送品申告書を紛失した場合には、原則として、一般の貿易貨物と同様の輸入手続きが必要となります。

詳細については、[ここをクリック⇒カスタムスアンサー 7102](#) 参照

Q3 日本で購入した指輪も「外国製品の持出し届」の提出が必要ですか？

A

「外国製品の持出し届」は、外国で購入したものと区別するために発行しているものです。

ダイヤモンド、エメラルド、ルビーなどは産地が外国ですから、外国で購入したものか、日本で購入したものか判別できませんので、「外国製品の持出し届」の提出が必要となります。

過去に外国で購入した品物、国内で購入した外国製品のほかに、購入場所等が特定できないもの、例えば、指輪・ネックレス等の貴金属類などについても届出して下さい。

なお、傷や汚れなどにより長年使用していることが明らかに分かるものについては、今回の旅行で購入されたものとの区別がつかますので、届出していただく必要はありません。

出国の際、税関では現品を確認いたしますので、スーツケース等に入れて「機(船)内預け」とする場合は、預ける前に税関の確認を受けて下さい。

詳細については、[ここをクリック⇒カスタムスアンサー 7201](#)参照

2. 通信販売に関するもの

Q4 通信販売で気に入ったものがあり、個人で使用するために米国から 10,000 円のブラウス 1 枚を購入する場合、税金はかかりますか？

A

輸入する品物には、原則として関税、消費税がかかります。

ただし、課税価格の合計額が 1 万円以下の場合は免税です。

今回の場合の課税価格は、その輸入者が個人的に使用すると認められますので、

$$10,000 \text{ 円} \times 0.6\% = 6,000 \text{ 円 (1 万円以下)}$$

となり、免税扱いとなります。

○ 課税価格とは、基本的に C I F 価格をいいます。

$$C I F = \text{商品価格 (C)} + \text{保険料 (I)} + \text{運賃 (F)}$$

ただし、今回の場合は、個人が通信販売で購入する価格ですから小売取引価格で、更に、当該輸入者が個人的に使用するものと認められますので、通常の卸取引価格にします。(関税定率法第 4 条の 6 第 2 項)

※ 通常の卸取引価格とは、海外小売価格の 6 割程度の額をいいます。

○ 課税価格 1 万円以下の免税について

ここをクリック⇒[カスタムスアンサー 1006](#) 参照

課税価格 1 万円以下は基本的には免税ですが、免税とならないものもあります。

例えば、革製ハンドバック、ニット製品、履物などがあります。

Q5 通信販売で購入したが、色違いやサイズ違い等で、郵便を利用して返品する際、支払った税金は戻ってきますか？

A

通信販売を利用して購入した商品のサイズ、色などの品質が予想したものと異なったため、販売元へ返送する場合は、**前もって**税関で以下の手続きを行えば、輸入時に納付した税金の払い戻しを受けることができます。

【返品貨物の価格が 20 万円以下の場合】

郵便局に差し出す前に、税関に次の書類を揃えて提出し、**事前に検査**を受けて下さい。

- ① 違約品等の輸出に係る関税払戻し（減額・控除）申請書 2 通
申請書は、[ここをクリック⇒様式](#)
- ② 個人的な使用に供する物品で通信販売されたものであることを立証する資料（カタログ及び納品書などの写し） 各 1 通
- ③ 国際郵便物課税通知書又は輸入許可書 1 通
- ④ 輸入インボイス（上記③の書類で同一性が確認できない場合） 1 通

【返品貨物の価格が 20 万円を超える場合】

郵便局に差し出す前に、税関に上記の手続きに加えて、**輸出申告**を行う必要があります。

税関手続きが終了したら郵便物を郵便局に差し出し「郵便物受領書」を受取り税関に提出すれば、払戻しされる関税等の金額が指定された銀行口座に振り込まれます。

※手続き等の詳細は、[ここをクリック⇒カスタムスアンサー 3101](#)参照

3. 郵便物に関するもの

Q6 米国の友人から郵便で、プレゼントを送ったと連絡がありました
ましたが、未だ届きません。税関で止まっているのですか？

A

税関では、税額が決められないもの、法令により輸入の許可、承認が必要なものなどについては、郵便物の名宛人に対してはがきでお知らせします。はがきの内容を確認して、手続きして下さい。

郵便物の総価額が20万円を超える場合は、税関へ輸入申告が必要となりますので、郵便局から郵便物の名宛人に通関手続きの案内文書が送られます。

なお、郵便物の日本への到着状況等については、税関では承知していませんので、最寄りの日本郵便事業(株)

新福岡支店お客様サービス相談センター

0120-5931-55

新福岡支店代表電話番号

092-674-8825

にお問い合わせ願います。

詳細については、[ここをクリック⇒カスタムアンサー 6106](#) 参照

Q7 郵便物として、外国に送ることができないものには、
どのようなものがありますか？

A

関税法で輸出が禁止されているものには、麻薬及び向精神薬、大麻、覚せい剤などの不正薬物、児童ポルノ、特許権、意匠権、商標権を侵害する物品などがあります。

このほか、関税法以外の法律、例えば、植物防疫法や家畜伝染予防法などで輸出が禁止されている野菜、果物類、肉類などや郵便法で輸出が禁止されている爆発性、発火性など危険性のあるものなどがあります。

また、日本から輸出することは可能であっても、送り先である外国で輸入が禁止されているものもありますので、**前もって**各国大使館・領事館に照会するか、受取人を介して、送り先の税関へお尋ね下さい。

【輸出してはならない貨物】

ここをクリック⇒[カスタムスアンサー 2501](#) 参照

【外国へ郵便物を送る場合の手続】

ここをクリック⇒[カスタムスアンサー 6201](#) 参照

4. その他

Q8 個人で医薬品を輸入できる範囲を教えてください。

A

個人が自分で使用するために輸入できる範囲は、下記の通りですが、個人輸入した医薬品などをほかの人に売ったり、譲ったりすることは認められません。

【個人輸入の範囲】

○ 医薬品及び医薬部外品

・外用剤

標準サイズで一品目24個以内

・外用剤以外の医薬品・医薬部外品

毒薬・劇薬または、処方せん薬・・・1ヶ月分以内

その他の医薬品・医薬部外品・・・2ヶ月分以内

※医薬品の中には、医師の処方せんがないと輸入できないものもあります。

※海外で健康食品として販売されているものであっても、日本では医薬品に該当するものがあります。

○ 医療器具

1セット（家庭用のみ）…電気マッサージ器など家庭で使用するものに限る

使い捨てコンタクトレンズ・・・2ヶ月以内

※医家向け医療機器は、一般の個人による輸入とは認められません。

詳細については、[ここをクリック⇒カスタムスアンサー 9005](#) 参照

なお、漢方薬は、医薬品及び医薬部外品に該当しますので、用途及び成分を確認して下さい。成分によっては、向精神薬やワシントン条約に該当し輸入が規制されているものがあります。

医薬品等を輸入する場合は、担当官庁に確認して下さい。

担当官庁は、厚生労働省（[近畿厚生局06-6942-4096](#)）です。

Q9 個人で化粧品を輸入できる範囲を教えてください。

A

個人が自分で使用するために輸入する場合は、1品目24個以内です。

(例えば、口紅の場合、ブランドや色にかかわらず合計24個です。)

しかし、個人輸入した化粧品をほかの人に売ったり、譲ったりすることは認められません。

詳細については、[ここをクリック⇒カスタムスアンサー 9005](#) 参照

化粧品を担当する官庁は、厚生労働省です。

([近畿厚生局06-6942-4096](tel:06-6942-4096))

Q10 中古自動車の輸出について教えてください。

A

中古自動車を輸出しようとする場合には、次の手続きが必要です。

- ① 道路運送車両法の規定に基づき、国土交通省（運輸支局又は自動車検査登録事務所）において

「輸出抹消仮登録」

の申請を行い、

「輸出抹消仮登録証明書」

の交付を受けて下さい。

なお、既に一時抹消登録を受けた自動車の場合は、運輸支局等に当該自動車を輸出する旨の届出を行い、「一時抹消登録証明書」を返納した上で、

「輸出予定届出証明書」

の交付を受けて下さい。（軽自動車も同様）

- ② 税関への輸出申告書に、

インボイス（仕入書）

「輸出抹消仮登録証明書」又は「輸出予定届出証明書」

を添えて申告して下さい。

中古自動車の抹消手続き、リサイクル料金の返還などについては、最寄りの運輸支局にお尋ねください。

詳細については、[ここをクリック⇒カスタムスアンサー 5502](#)参照

なお、輸出手続き全般の手続きは、

[ここをクリック⇒カスタムスアンサー 5001](#)参照

Q11 どうしてコピー商品は輸入できないのですか？

A

コピー商品とは、他人の商標（ブランド）や著作物（キャラクター）などを盗用して、本物に似せて作られた商品です。

「知的財産（商標権・著作権等）」を侵害するコピー商品などの「ニセモノ」は「けん銃」や「麻薬」などと同様に、法律（関税法）により「輸入してはならない貨物」として「輸入が禁止」されています。

詳細については、[ここをクリック⇒カスタムスアンサー 2001](#) 参照